令和7年4月1日から、 入院時の食事療養費の負担額が変わります。

物価高の影響で食材料費等の高騰に伴い、入院 時の食事に係る患者負担額が以下のとおり変更 になります。

ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ ます。

(全医療機関共通の値上げ金額となります。)

<標準負担額(1食あたり)>

- 「保干労三般(主及めた))。			
70未満	70歳以上	令和7年4月1日から	
一般(下記に該当しない場合)		490円⇒510円	
低所得者 II (住民税非課税)	低所得者Ⅱ(※1)	過去1年間の入院期間が90日以内	230円⇒240円
		過去1年間の入院期間が90日超	180円⇒190円
該当なし	低所得者 I (※ 2)	110円(変更なし)	
	低所得者 I 、II に該当し ない指定難病患者	280円⇒300円	
※1 世帯全員が住民税非理税であって、「低所得者エエ以外			

※1 世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者 I 」以外

※2 世帯全員が住民税非課税であって、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となるものあるい

は、老齢福祉年金受権者

詳しくは、現在加入されている医療保険の保険者(健康保険組合、全国健康保険協会、市町村(国民健康保険 後期高齢者医療制度)、国民健康保険組合、共済組合) までお問い合わせください。

